

令和4年第1回東大和市議会総務委員会記録

令和4年3月4日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	中間建二君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	佐竹康彦君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	下妻敬史君		

出席説明員（8名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部参事	木村西君
情報管理課長	菊地浩君	職員課長	岩本尚史君

会議に付した案件

- (1) 第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例
- (2) 4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情
- (3) 4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情
- (4) 4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情
- (5) 4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情
- (6) 所管事務調査

市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること

(7) 所管事務調査

行政のデジタル化について

午前 9時30分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから令和4年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） この8号議案、東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例ということで、私、見た限りでは押印の廃止ですとか、元号は除くとか、書面上のことについては差し支えないというふうに思うんですが。

1点、これは公務員の感覚でどうかってことでお伺いしたいんですけども、よく幹部の職員の皆さんから、採用時に私も市長の前で宣誓署名したんだよねっていうことをお話しされることがあるんですよ。その重みをその場ではおっしゃってたんですけども、これが書面提出だけっていうことになることで、心理的に何か影響があるのかどうか。この点について、これまで従前どおりやってきた方にお考えを伺いたいというふうに思うんですが。

○職員課長（岩本尚史君） 今回の改正によりまして、今委員のほうからお話あったとおり、サービスの宣誓の際に、面前での宣誓書への署名、また押印というものが不要になりましたが、サービスの宣誓そのものは、地方公務員法第31条の規定どおり、これまでどおり、これは職員の義務でございますので、代表者が理事者の面前で新規採用の際等、宣誓書を読み上げる、宣言をするという、こういった宣誓式はこれまでどおり行いたいと考えております。

よりまして、職員が服務上の義務を負うということの確認、また自覚ということにつきましては変わりはないと、そのように感じております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで、説明員退室のため暫時休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

午前 9時34分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（森田真一君） この陳情文書の中で官公署という言葉が使われてますけども、ふだんはあまりそんなに使うこともない言葉なんですけど、辞書を引いてみますと、国、地方公共団体及びその他の公の団体の諸機関の総称またはそれらの役所と、こういうふうになりました。

議員個人が団体の機関であるはずはなく、請願法の条文に特別に規定している記述も見当たりません。このため、この陳情の趣旨の理解ができかねず、私は賛成しかねるというふうに思います。

○委員（大后治雄君） 基本的に地方議会に対する請願に関しては、請願法にはのっとらないというようなことで、請願法は一般法であって、例えば国会に対するものでも国会法にのっとっています。また、我々地方議員の場合は地方自治法の124条にのっとっているという形で、それは2つとも特別法というものでありますので、我々は地方自治法の124条にのっとっている、我々というか地方議会はのっとっているという形になります。

よって、その請願法の官公署である云々というところは、ちょっと筋が違うのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（和地仁美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（大后治雄君） いわゆる自治基本条例等は、言わば理念条例でありまして、それ自体が行政の個々の事務事業に対する歯止めには直結するものではありませんが、我が国における憲法と同様に、組織・作用の最高規範として常に行政と私たち市民との権利義務関係を適切に保つためのものとして機能することが期待されるものでもあります。

自治基本条例等が制定されていなかったとしても、その上位法でございます日本国憲法第94条や、地方自治法第14条における条例制定権の規定を用いれば、現在でも地方公共団体は条例を制定することができておりまして、そこに何ら違法性は存在しておらず、結果的に制定される条例も無効ではないということでもあります。

先ほど述べましたその機能を期待するところから、いわゆる自治基本条例等の制定には賛同する部分もなく

はないんですが、制定という結果を導くこのロジックに関してはちょっと同意をしかねるなというようなことを考えています。

以上です。

○委員（森田真一君） この陳情原因にあるまちづくり条例、それから市議会条例に関する記述など見てみますと、陳情者の事実誤認かと思われるような点がありまして、審査はちょっとできないというふうに思いました。したがって、賛成しかねるところです。

以上です。

○委員（中間建二君） 今、大后委員のほうからも御意見がございましたけども、同様に、この陳情原因の中では議会基本条例、東大和市においても制定されておりという記述もありますが、現状ではまだ制定には至っていないかと思えます。

自治基本条例については、市側で検討すべき内容かと思うんですが、議会基本条例については、将来的には東大和市議会においても、私は当然に制定をすべく努力をしていく必要性はあるというふうに考えておりますが、また一方で、ここでやはり陳情趣旨で述べられております東大和市憲法条例というものはやはり趣旨が違うのではないかというふうに考えておりますので、陳情そのものには賛同しかねるという立場でございます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（和地仁美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時42分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（並木俊則君） 4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） 陳情趣旨にありますとおり、公民館、市民センター、老人福祉館、集会所などを有料化しないでくださいという陳情だと思いますが、市の方針では、まず老人福祉館については負担を求めないというふうな認識ですが、まずその確認をさせていただきたいことが1つと。

また、その他の施設については、これまで長い間無料でしたが、負担を求めることになった理由を改めてお伺いをしたいと思います。これが2点目です。

また、このタイミングがなぜ今この時期なのかということについてもお伺いさせていただければと思います。3点です。以上です。

○企画財政部副参事（木村 西君） 地方自治法の規定によりまして、公の施設の利用に当たり使用料を徴収できることになっておりますが、これを徴収せずに施設を利用しない方の税を充てていることの不公平感であることは、これまで御説明をさせていただいております。

これを前提といたしまして、使用料を徴収するタイミングがなぜ今なのかということで御説明をさせていただきますと、例えば公民館は社会教育施設でありまして、現に施設を利用することで光熱水費などの経費がかかっているところでございます。また、施設を利用する方のために施設を維持していくためには大きなお金が必要になることも事実でございます。

さらに、働く人が減り、税収が減ると、そして高齢化による扶助費などの社会保障費が増える、これも迫りつつある事実として認識をしているところでございます。

人口減少社会が到来しまして、こうした事実が迫る中、対策を講じずにこれまでと同じように続けていきましたと、将来の市民負担が増すだけではないかと危惧をしているところでございます。

このようなことを踏まえまして、公民館を有する18市の半分、26市中18市の半分9市が使用料を徴収していること、また地方自治法で市民は市のサービス提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと規定をされておりまして、義務という強い言葉が使われておりますことから、市としましては負の配分というつらい選択ではありますが、これまでは無料としておりました使用料につきまして、今後は法に定める本来の考え方に立ち戻って御負担をお願いする時期に来ていると判断しているところでございます。

また……失礼しました。老人福祉館につきましては、使用料の徴収は求めないということで現段階ではなっております。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。老人福祉館は求めないということで確認ができました。

今様々理由を述べていただきましたが、市側としても大変つらい負の分配をお願いせざるを得ないというよ

うな答弁だったと思います。

また、将来世代に先送りをしないということで、理事者のほうの強い意思も確認を幾つかの場でさせていただいたというふうに思っています。

公民館や集会所施設に関しては、確かに様々な思いを持って活動されている方も多いのが現実であり、自分たちの活動はまちづくりそのものであるといった高い志を持たれている団体も多いかとは思いますが、例えば私も市民の代表ですから地域の集会所の皆さんに御確認もさせていただきました。実際目の前でエアコンが例えば壊れてたり、壁や床の修復が必要だということ、実際に使用されているからこそ、この老朽化対策の必要性を痛感してくださっている方もたくさんいらっしゃるということは現実です。我が党としては、今回の有料化の方針は深く理解をしております。

基本かもしれませんが、要望があれば、やはり市民の皆さんに説明を親切丁寧に行っていただくこと、それからこれからの人口減少社会のことを含めて御理解をいただく努力を重ねていただくことしか方法がないかと思えますので、これからも真面目に続けていただきたいというふうに思っています。これは要望です。

以上です。

○委員（大后治雄君） この陳情者は、陳情理由で、公民館などは主権者である市民の教養や暮らしの向上、ひいては地域社会の振興を保障する公共施設であり、有料化によって公民館活動など教養を高める自主的活動や地域活動が阻害されるから、こうした活動の場は有料化すべきではないというふうに述べています。

そこで、そもそも論として、公民館は有料すべきではない施設なのかどうか、市の見解をお伺いします。

○企画財政部長（神山 尚君） 市のほうは、様々なサービス、行政サービスを提供しています。福祉や教育、介護や保育、防災など、こういったサービスを市民の皆様に提供しております。

これを市民の皆様から見ますと、自分たちの住んでいる自治体が提供する行政サービスをひとしく受けることができるということになりますが、その一方で、サービスを受けることに対しましては負担を負う義務があるということになります。これが地方自治法のほうに規定されておりまして、このように規定されています。

住民は、普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと、このようになってございます。

そういうことで、行政が行うサービスと住民の皆様にご負担いただくということは表裏の関係なのかなというふうに考えておりまして、公民館においてもその範疇の中に入っているというふうに考えています。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 今回様々な施設の有料化について市は検討していると思うんですけども、有料化をする根拠となるところで一番大事なのって、要はこれだけ費用がかかって、それを有料化することによってどれだけ補うのかっていうところの議論が欠かせないと思うんですよ。幾らぐらいの収入と言ったらおかしいけど、使用料の手数料収入を予想して、それがどれだけ、何割ぐらい補填されるのか。それに対する徴収コストっていうものは考えているのかどうかっていう、その徴収コスト、どれぐらいなのか。

要はね、言い方はあれですけど、少額、例えばね、100円とか200円とか取って、それを徴収するコストが100円だったら全く意味のないことじゃないですか。クーポン券の発行でも、国のところでありましたよね。様々なクーポン出すのに、クーポン券を出すことによる事務コストが半分以上かかったらそれって意味ないじゃないっていう議論があったんですよ。そういうことが議論されているかどうかっていうことを知りたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

○企画財政部副参事（木村 西君） これまで使用料・手数料の在り方ということで検討してまいりまして、その検討の結果を報告書でまとめてございます。その際に試算をした内容で御説明をさせていただきたいと思っております。

報告書の内容でございますが、施設の設置目的に沿った利用の際の使用料を徴収した場合でございますが、集会所、学習等共用施設、公民館の合計で年間約2,056万円と試算をしているところでございます。

また、徴収するためのコストについてでございますが、現状も目的外利用の方の徴収をしているところでございまして、そこに、今後目的どおりの利用の際の徴収することになりましたが、そこに利用者の方の対応が加わるということで、現在のところ、そのコストまでの積算はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 積算していないっていうことは、予想としては、今ある目的外の使用のところに乗っかるからそれほどかからないっていう、そういう認識だということではないんですか。

○企画財政部長（神山 尚君） 現状で目的外の方の使用料を徴収してございまして、その体制で徴収するというところでございますので、新たな人件費等の負担はかからないと、そういう御理解をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） あと、先ほど他の委員の質疑での答弁で、利用者責任という、利用者が負担すべきだっていうような話が出ていますけれども、これって単なる営利行為とかそういうものだったら、もちろんその論理って成り立つと思うんですけれども、市の施設で、利用しない人でもひとしく市民負担を求めるといって結構あると思うんですよ。例えば図書館とかもそうですし、学校教育なんかもそうじゃないですか。それとこの公民館とかそういった含めて、この今出てるようなものの違いっていうものは明確に何か基準というのがあるんですか。

○企画財政部副参事（木村 西君） 例えば図書館につきましては、図書館法におきまして使用料の徴収はできないということで規定がございまして、その他の公の施設に関しましては、地方自治法の規定によりまして、公の施設を利用する際に徴収することができるという、このような規定になっておりますので、そこで差があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） この公民館など有料化しないように求める陳情ということで、公民館、市民センター、福祉会館、集会所の有料化しないでくださいとありまして、先ほど他の委員からも確認のとおり、このうちの老人福祉館については、今回有料化ということは選択してないということなんですけれども、当初の富士通総研に委託した資料などの中では、こういったものなども検討の対象もあったというふうに理解をしております。ですから、99事業に限らず、今後のことも含めて考え方として丸めて、考え方としては伺ったり、これからあと自由討論もしたいというふうに思うんですけれども。

それぞれ、性質は違うものなんですけど、実質的には同じように市民が集って学習をしたり交流をしたりと、こういう機能を有していて、これが無料化、今現在は無料で提供されてるということで、同じ機能について有料化しないでくださいというふうに、まず私は読みました。

その上で伺いますが、陳情趣旨にありますとおり、これらの施設でこれまで活発に地域住民が文化活動や地縁活動を通じて地域づくりに貢献してきたものなんだと思います。

特に公民館にフォーカスしてお伺いしますが、大和町史がありますけども、この中で公民館が開館当時どういふいきさつで造られたのか、なぜ造られたのかということが記載をされているんですが、どのように書かれているかということをお伺いしたいと思います。

また、これは読めば分かることではあるけれども、今の目線ですべて書いているのを見たときに、市としてはどういうふうこれを理解してるか、できるかということについてもお伺いしたいと思います。

○企画財政部副参事（木村 西君） 大和町史に記載されております内容でございますが、こちらは昭和20年に結成されました大和町青年団、こちらは社会奉仕活動を中心とした青年運動を実施したことがきっかけとなっているということでございます。

青年運動は、様々な形に変化を遂げまして、広まってまいりましたが、サークルごとの活動の限界からだんだんと低調なものになってきたというところでございます。

そのような状況を受けて、青年活動の現実の場と青年結合の契機をつくろうという機運の高まりから、昭和36年に大和町公民館設置促進同盟というのが結成され、町への署名・請願運動を経て、公民館の設立に至ったというふうに記載をされていると認識してございます。

このように認識をしているところでございますが、現在市では、公民館は、社会教育法第20条の規定による「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」施設であり、市でもこれに沿った目的で公民館を設置しているということで認識してございます。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（中間建二君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

陳情では、公民館など有料化しないということで書かれておりますが、有料化という言葉が随分独り歩きをして、非常に市民の不安をおおるような論調がありますので、非常にそういうところは心配しております。

有料化といっても、使用する場所ですとか、それから広さ、また時間帯等によっても当然値段も変わってくるわけで、具体的にどれぐらいの御負担をいただくのかみたいところが、何の具体案もないのに大変大変だということばかりが広まっているように私は受け止めているんですけども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○企画財政部副参事（木村 西君） 使用料の徴収に伴います金額の設定ということでございます。

金額の算定につきましては、施設の利用に係る光熱水費等の経費に基づきまして原価を算出しております。その原価に基づきまして使用料を設定しておりますので、受益の範囲内での御負担をお願いするということでございます。

そして、使用料を決める際には、近隣市と均衡を図るようにしまして、かつ原則として現行料金の1.5倍を超えることのないように配慮をしているところでございます。

例えば10人程度の部屋を3時間から4時間使用する場合がございますが、現行で設置目的外の利用におけます料金につきましては、夜間の利用、3時間30分から4時間の利用で500円から600円ほどに設定をしているところでございます。これが仮に近隣市が同様のケースで600円であった場合につきましては、当市も600円ということになります。この場合、10人の団体で使用いたしますと、1人当たり60円となりまして、これが5人の団体で使用いたしますと120円となるところでございます。

また、例えば近隣市が1,000円で設定している場合につきましては、当市ではマックスで1.5倍という積算となりますので、900円となります。この場合、10人の団体に利用しますと、1人当たり90円、また5人の場合ですと180円となると考えてございます。

このケースでは、現時点で幅のある金額でしか御説明はできませんが、既に使用料を徴収しております東大和市 Rond みんなの体育館の個人利用では300円徴収しております。また、郷土博物館のプラネタリウムの大人の個人料金、こちらも300円でございます。

このようなことから、市としましては法外な金額ではないというふうに認識をしているところでございます。

それから、使用料は、施設の共有部分、こちらが市の負担ということになりまして、そのほか稼働していない部屋につきましても市が負担することとなっております。

市民への説明の際には、このような説明もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今1つの例として数字を挙げていただいたかと思いますが、やはりその料金設定が適正なのかどうかというのは、やはり一つ一つ、個別具体的に案が示されないと、それが我々議会の側としても適正に市民の負担をお願いできる水準なのかどうかってことは私は判断ができないというふうに思っております。

その上で、公共施設の維持管理のために、先ほど来御説明いただいているように、一定の御負担をお願いするという事は、私は1つの手法として理解ができる場所ですが、ただそのためには具体的にその御負担をいただいたものが使用している公共施設の維持管理にどういう形で貢献をすることになるのか、その辺りがやはり具体的に示していただかないと、負担はしてもそれが公共施設の維持管理、また例えば公民館を使った場合に公民館の維持管理に適正に充てられてるということが分からないと、御負担をしていただく気持ちにもならないのではないかと思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部副参事（木村 西君） 現在市の予算書におきまして、歳入予算に当該金額を計上しているほか、歳出予算におきましても充当する歳出事業費の財源内訳ということで手数料の額を表示しているところでございます。これによりまして、その使用料がどこに充当されているかということで見える化を図っているところでございます。

公民館等の使用料につきましても同様であると考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 続いて、ここで例として挙げられてる公民館とか市民センターは、当然のことながら、市民の皆様にご利用いただくために市が税金を投じて設置をしている施設でありますから、無料であったとしても、または仮に有料であったとしても、市民の皆様に使っていただかなければその存在意義はないわけでありませぬ。

ですので、有料化をするということで、皆様に、利用者に一定の御負担をいただくのであれば、皆様がやはり納得して、この負担だったらやむを得ないね、またこの負担だったらこの公共施設の、私たちの愛着のある施設の維持管理のために適正な金額だねってことをやはり納得していただいて御負担いただかないと、こんなに高い料金だったらもう使えませぬってなってしまうたら、もうその施設そのものが存在しなくなる、存在価値がなくなってしまうというふうに私は感じております。

そういう意味では、まだ具体的な詳細何も決まっておせんし、いつから有料化するとも決まっておせんというふうな受け止めておりますが、仮に有料化を、一定の御負担をお願いしていくということであれば、そのあ

たりをやはり利用者に丁寧に御説明をし、御理解を得ていくという手順が当然必要になってくるかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 公民館の使用料の徴収ということでございますけど、確かにおっしゃるとおり、まだ金額のほうはこれからということで、方針を見直す中で、他市の状況を確認しながら考えていこうということでございます。

まずは、どういう理由で必要なのかと、先ほど私も申し上げましたけれど、やはり人口が減っていく中で、税収がしぼんでいくと、そういう中で公民館になかなかお金をこのまま充て続けていくのが難しいということで、御利用している皆さんにも公民館と一緒に支えていただきたいんだと、そういう思いも伝えながら、根本の理由的なところはまず御説明をさせていただくと。

それから、金額につきましても、ほかの市の水準に大体それに均衡させていこうという思いを持っておりますので、ほかの市で利用者の方がいらっしゃいますので、うちの市だけ同じ水準で、うちの市だけそれだけ大きく使う人がなくなってしまうということはないように、そこでほかの市と均衡させていくという考えでございます。

また、先ほど御質問いただきましたように、貴重な利用者の方から使用料をいただきますので、それが公民館の事業に充てるということで予算書上も明記しますし、そういう説明も今後させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 最後になりますけども、今の御答弁も当然やっていただきたいことですし、それに加えて、やはり利用者の御理解を得て進めていくためには、やはり適正な料金設定に加えて、市の施策、様々な施策を市は行っているわけで、その市の施策に沿った事業に対する活用、利用方法については、やはりできるだけ減免規定も設けていく必要があるかというふうに思っております。

例えば自治会の活動ですとか、元気ゆうゆう体操等のサロン活動も活発に市の施策に沿って様々な団体が行っていただいているわけですが、市の施策に基づいた公共施設の使用については、できるだけ幅広く減免規定を設けていくことも、この利用者、幅広く市民の御理解も得ていくことにつながっていくというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 今回の使用料の徴収ということは公民館の維持経費に充てていこうということです。その大きなその目的を阻害するような減免っていうのはまず考えられないというふうに思っています。一定の御負担をしていただいて、施設の運営に効力があるんだというところの水準は確保しないとまずいけないと思っています。

その上で、今御指摘いただきましたようなお話、特に市の業務を代行するような、特に市の指導監督を受けて、そういう範囲内で市の業務をやっていただくようなものについては、今後ちょっと精査をしていきたいなというようなことは考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（森田真一君） 皆さんからの御質疑も伺いながら、こういう観点あるな、こういう観点あるなというふうに改めて思われたところです。

今、企財部長からお話があった、この有料化をお願いすることで、財源として施設の維持更新費用に充てていくんだという趣旨の御答弁ありましたが、これは私の一般質問でも投げかけをいたしましたけれども、

ではそういったことも含めて市民がどういうふうにかつていうことか、例えば地方交付税の中にどれぐらいこの公民館に充てられるべきお金が入っているのかとか、多分地方交付税の基準算定需要額のシートか何かにもそういう部分あるんだと思うんですけども、今具体的に幾らここで聞かないで、これは改めて予特など通じてお伺いしたいと思うんですが。

そういうものでか、それからあと建替えということになると、そこにどういふ地方債、ごめんなさい、何だっけ、地方債でいいのか。地方債が充てられて、どういふお金がそこについてくるのかとかいふのがあらずですよ。

そういったこともつまびらかにして、正味のところで我々は一体どういふ負担があつて、これは無料でもやっつけられるのではないのか、やっぱりよくよく考えるとどうしても有料化を選択せざるを得ないかということは、住民自治、すなわち利用者含めて市民がそういう情報を全て分かつた上で議論をしていくつていふ必要があるかと思うんですが、こういった細かなことがいつ頃になったら明らかにできるのか。お考えとかありましたら伺つておきたいと思うんですけども。

○企画財政部長（神山 尚君） 私が先ほど申し上げましたのは、高齢化等に伴ひまして税収がこれから先細つていくと見込まれてます。そういう中で、公共施設の更新費用もそこに乗つてきますので、そういう意味でなかなか公民館にこれまでどおり、ほかの事業も含めてですけど、税収を充てていくつていふのが難しくなるといふ話をさせていただきました。この使用料を更新費用に充てるということは申し上げておりません、まずは維持管理経費に充てていくと申上げておりました。

それから、いつ頃この内容、詳細をお話しする時期かということですけど、現在は新型コロナウイルスの関係がちょっと猛威を振るつておりますので、当面その時期というのは見合せておりますので、今の段階でいつつというのにはちょっとなかなか申し上げる段階ではございません、すみません、よろしくお願ひします。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

○委員（佐竹康彦君） 今の各委員の方、そして市のほうのやり取りを伺いながら、この問題に対して私も今理解を進めさせていただいたところでございします。この間私のところにも、有料化云々は脇に置くとしても、この話題を市民の利用者の前に出すのがあまりに唐突で、そこが納得いかないというような御意見も頂戴していただいておりますので、今委員の方からも、また御答弁でもあつて、重ねてで恐縮なんですけども、しっかりと市民の方に御納得いただけるように、腹落ちできるように丁寧な御説明を今後とも続けていただきたいということだけお願ひさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（森田真一君） 先ほどの建替え、この公民館の建替えの原資として有料化するわけじゃないよというお話なんですけども、令和2年9月25日の市長決裁の資料を頂いておるんですが、拝見させておるんですが、例えば実施時期についてに係る項目では、「減価償却費の原価への算入や施設の設置目的に沿った利用の際の使用料の徴収等について、受益者負担の考え方、また、持続可能な行財政運営を行うために、原則として応分の負担を求めることとする」というふうに書いてあります。つまり減価償却費って書いてあるってことは、建替えありき、そこも含めての見通しってことで、この手数料をどうするかってことが述べられているわけがあります。ですから、先ほどの御答弁も含めてもう少し精査をする必要があるんじゃないかと、これも予特ですとか、機会もありますので、そこでもまた改めてちょっと私どもも勉強直して臨みたいというふうに思います。

それで、先ほど私のほうから大和町史にこの公民館というのはどういうふうに総括されてきたのかってことを伺いましたけれども、ちょっとこれ、私はこれすごく大事なところだと思ったんで、触れさせていただきたいと思うんですが、昭和38年に書かれた大和町史を読みますと、先ほども御案内のとおり、戦後の青年運動の流れとともに南街公民館の開設までのいきさつが書かれておりました。ここではまちの人々がまちづくりをどう考えていたのかということがうかがい知れるものです。少し長いんですけども、はしょって紹介をしたいと思います。

昭和20年に大和村青年団が発足し、多くの青年たちが参加しましたが、やがて活動がマンネリ化したことで31年に解散と。同時に28年から始まっていた市の青年学級には多くの団員の方が参加していたことから、主に本村の青年たちがこれに参加していました。一方で、28年頃から第一中学校の初期の卒業生たちの同窓会を中心に、まち以外の社会に接触しやすい南街の青年たちによるサークル活動が活発になってきました。彼らは青年学級には参加することではなく、コーラスやレコードコンサートのサークルなどが結成され、週1回と活発に活動していました。さらに、このメンバーは大和町総合研究会を結成し、町政の分析や町史の研究も開始しました。ところが、次第に南街の地域サークルは勤務先の、つまりゼノアですとか、ああいったところですよ。勤務先のサークルに吸収をされ、地域から離れていきました。さらに、テレビの普及が地域内の人の孤立化に拍車をかけました。サークル活動の低調さから、一部の青年たちが公民館設置によって青年活動の現実の場と青年結合の契機をつくろうという運動を始めました。これが婦人会やPTAも動かし、36年には公民館設置促進同盟が発足され、私費でパンフレットを作り署名活動、署名請願活動が実り、その年の町の予算に建築積立金100万円が計上されたとあります。そして今から50年前、これが公民館ができたといういきさつです。

しかし、この町史では、公民館ができ、市の青年活動が活発になってめでたし、めでたしとは締めくくっていませんでした。その後、本村の青年たちは都営団地建設の影響で従来どおりの営農ができなくなる中で、農談クラブが粘り強く続けられ、都市化した南街での運動とそれぞれ別々に進められていて、両者が一致しないところに大和町の都市化の特徴があったといます。都市色の濃い南街、家と家とのつながりを持たない、何でもできる自由さを持つ反面、1軒1軒が孤立をし、現状に少なからず不安を抱いている。サークル活動も学習活動も地域活動として育っていかない。中学校を出た少年工の声として、何も考えないでまっしぐらに仕事に精を出してたら幸福だと締めくくっています。

こうして読んでみますと、大資本の下で急速に都市化し変貌する南街地域と、都市化の影響により営農も変

化を余儀なくさせられる農村部との2つの顔を持つ大和町が、住民の孤立化、アトム化にどう向き合い、対抗していったらよいかという、非常に長い時間軸で先人が住民生活を考えていったことに驚かされます。その結果、公民館が必要だという市民運動に至り、1つの施策として進められてきました。都市化しアトム化する人間関係を地域の間人間関係につなぎ止めておく装置として公民館が設置されてきたのであり、単身の中高年、高齢者世帯や高齢者のみ世帯の割合が今増えている中で、その孤立、孤独化が進むと言われていますが、もしこれがなければ今以上に自治体が住民の生活部面のあらゆることに対応を迫られることになっていたのではないのでしょうか。個々人の要求を基に、自発的にそれが行われてきたということが重要だと思います。自治体が公民館等の集いの場を無償で提供することの必要性や意義は、こういったところにあるのではないかと思います。公民館をめぐるのは、公民館を舞台に、社会教育が上から、国から、言ってみれば押しつけられるような形で人間像を提示されて進められていく社会教育というものと、それから下から、住民の中から沸き上がってくる2つの運動の流れがあって、そのせめぎ合い、緊張関係というものが今もつても続いていると思うんですけども、そういったことがある中で、地方自治体としてできることっていうのは、そういう議論の場、学習の場を無償であまねく提供するっていうことが最大限できることなんだというふうに思います。

で、今月の発行された市のこうみんかんだよりなんかでも、街づくり懇談会の運営委員募集の案内も掲載されています。いまだに開館当初の役割を引き継いでまちづくりのために、この公民館が機能しています。私たちは目先のお金の勘定に惑わされることなく、先人のように長い時間軸でまちづくりを考える必要があるのではないかというふうに思います。私は今この陳情をいただいて思うところでございます。

以上です。

○委員（大后治雄君） 今、ときあたかもコロナ禍でございまして、様々なことが遅滞化している状態です。これを利用して丁寧な周知や説明を行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 陳情は——陳情者は公民館などを有料化しないということの陳情を述べられているわけですが、繰り返しになりますが、現段階で詳細な案も示されているわけでもなく、またその料金水準というものが利用者に御理解がいただける、また御利用者が納得して御負担いただいて、公民館等の公共施設の適正な維持管理に充てられるということの御理解が進むのかどうかっていうことも当然、見極めなければいけないかと思うので、現状でただ、いや、逆に一切有料化はしないんだという考え方を議会として示すことも、私はそれもおかしいというふうに思いますので、やはりこの後の市側の努力をしっかりと見守りながら、議会としては判断をしていくべきだろうというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

自由討議でも申し上げたとおり、公民館、市民センター、老人福祉館、集会所など、これらの公の施設は自治体が住民に対して住民の福祉の増進の役割を負っており、それを具体的な施策としてきたものです。地域住民は自治体を通じて共同でこれを所有、管理をする。これを利用し、住民相互の学び合いによって、その知的水準を向上させ、社会的連帯を育んできました。その役割を後退させる有料化には反対します。

市が掲げる受益者負担論は、社会のあらゆるものをあたかも市場に並ぶ商品のように見立てをし、自由な選択でこれを享受すれば、対価を支払うべきだと考える物の見方です。公民館等のこれらの施設は、全く異なる原理で営まれている公共財であり、無理やり商品のアナロジーを当てはめれば、地域住民の相互の連帯が失われ、かえって行政需要を増加させる悪循環に陥ることになりかねません。

老人福祉館は今回の有料化の対象外とされ、現在はコロナ禍にあるため実施を一時凍結をしていますが、流行が収まってもなおコロナによる生産、流通の混乱に加えて、米中対立やウクライナ危機、また急激な円安など様々な事情は今折り重なって、今年はあらゆるものが値上げラッシュになるとも報じられており、暮らしへの打撃は依然大変なことになるものだというふうに思います。

公民館関係者からは、有料化がされていない現在でさえコロナの影響もあって解散、休止に追い込まれたサークルが現れていると聞きます。有料化が実施をされれば、さらにサークルがなくなり、先ほどから申し上げてきたとおり、地域住民の紐帯が衰退していくということになります。これらの誰でも無償で利用できる集いの場こそ、これからの時代にますます必要とされる施設なのではないでしょうか。有料化の中止を求め、本陳情に賛成をするものです。

私は、この今の自由討議や討論をするに当たって、たまたま昨日図書館に少し調べものにまいりました。その中で、この無償化の源となっている三多摩テーゼ、これが一体どのようにして現れ、また三多摩地域の中で公民館などがだんだんなくなっているわけではありますが、どうしてそういうふうになるのかというようなことが僅か10分、15分ぐらいの間に、非常に詳細な資料も頂く機会を得ました。公共施設で無償で提供されているということが、これぐらい知的な財産をたくさん提供していただいているということに感謝を持ちながら、やはりそういったことを経験しますと、こういった公の施設が無償で提供されるということが、いかに住民の学習にとって重要なのかということをも痛感をいたしました。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） 陳情者は、まず事務事業の廃止・縮小に関する取組について、市民の皆様丁寧に説明を求めていると思います。丁寧かどうかは、私の中では丁寧にやっているとありますが、まずこの部分に対してやっぱ市の見解をしっかりと伺いたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

○企画課長（荒井亮二君） 事務事業の廃止・縮小に関します取組の御説明というところでございますが、まず初めに、この事務事業の廃止・縮小を検討するに当たりましては、その基といたしました業務分析の結果というものがございます。こちらにつきましては令和3年の3月に受託事業者から報告書を受領いたしまして、5月には市議会の場で、その概要を説明させていただいております。

また、この報告書の内容についてでございますが、受託事業者の企業情報等が含まれている関係で、受託事業者のほうからは、広く一般に公開することには課題があるということで意向が示されてございましたが、可能な限り市民の皆様にも情報提供を行うために、受託事業者のほうと調整を行いまして、非公開とする部分については必要な措置を取った上で、市の担当課、企画課の窓口で閲覧に供することといたし、その旨につきましても市のホームページで周知させていただいております。その後、この業務分析の結果を基にいたしまして、市においての廃止・縮小する事業、事務事業の検討、議論を重ね、10月にその対象といたします99事業の案をまとめたところでございます。

また、この後11月に市議会の場で御説明させていただき、12月の中旬には市報、ホームページ、SNS等の周知の上、市民の説明会を開催させていただき、直接市民の皆様にご説明したところでございます。

また、この市民説明会の後に、この説明会の資料ですとか、また議事要録のほうを市のホームページで公表いたしまして、その後令和4年1月に廃止・縮小する99事業の最終的な決定を行い、またこの決定した内容につきましても市報、ホームページ、SNS等を駆使いたしまして、広く周知をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

陳情者は陳情理由3の中で、廃止・縮小の対象事業に児童館事業や敬老祝い金事業、それから高齢者の日常生活支援事業が入っており、子育てしやすいまち、シニアが活躍しやすい、活躍できるまちを目指す尾崎市長の公約に反するという指摘があります。ここ大事なことなので、このことに対する市の見解を教えてくださいなと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 陳情理由の児童館事業、高齢者を対象とした事業等の考え方というところがございます。

まず、児童館の事業につきましては、陳情書にも記載がございます全事業を縮小するといった取組ではございません。この業務分析におきまして廃止・縮小の対象となりました各児童館の行事等につきまして見直しを図ったものであります。この児童館の事業につきましては、これまでと同様に継続的に実施する事業のほか、今回の内容を見直し・縮小を図る事業、また新たにニーズ等を捉えまして拡充する事業がございます。先ほど申しあげました各館——各児童館の行事等につきましては、事業効果を下げることなく内容を見直し、縮小させていただきますが、このことによりまして捻出した財源ですとか、また人的資源につきましては、未就学児の保護者から最近ニーズの多い、例えば子育てひろば事業などの、こういった新たに拡充する事業に配分いたしますことで、全体といたしましては、子ども・子育て支援施策の推進につながっていくものと考えてございます。

また、一方で、敬老祝い金支給事業ですとか高齢者の日常生活支援事業、こちらにつきましては高齢者支援の取り巻く環境変化等も勘案いたしまして、廃止・縮小させていただきますが、こちらも同様にそこで捻出した財源、人的資源につきましては、例えば介護職員の初任者研修費等補助金ですとか、また高齢者見守りぼっくす、こちらの増設等、新たな事業に配分いたしまして、こちらも同じく全体的には高齢者支援施策の推進につながっていくものと考えてございます。

いずれにしましても少子高齢化、人口減少、今後進展していく中で、非常に厳しい財政状況続いていきます。こちらの状況を踏まえまして、持続可能な市政運営というところの実現に向けまして、行政課題というものを的確に捉えさせていただき、限られた財源、人的資源を最大限に有効活用して対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 先ほどの御答弁で廃止・縮小する事務事業について、市はこれまで市民の皆様全体に対しての説明を行っているというような認識を私は伺ったんですが、この廃止・縮小する各事業に今度直接関係のある関係者や団体等に対しては、これまでどのような説明や周知を図ってきたのか。また、今後どのような説明、周知を図るのかということをお伺いください。

○企画課長（荒井亮二君） 廃止・縮小する99事業につきましては、令和4年の1月19日付で市長決裁取らせていただき、決定してございます。今後令和4年度の当初予算案に反映させていただき、市議会の場におきまして御審議をいただく予定でございますが、各事業の関係者の皆様、関係団体の皆様等につきましては、この99事業が決定した後、事業主管部のほうから市の取組の内容ですとか、そういったところを順次周知させていただいている状況でございます。

また、今後につきましても、関係者の方々、関係団体の皆様に御理解をよくいただけますよう、引き続き丁寧な周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） この陳情趣旨の中で陳情者は99事業の廃止・縮小の丁寧な説明だけではなくて、撤回を求めていらっしゃいます。この撤回することについての市の認識を伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 廃止・縮小する99事業につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、市として内容を決定させていただいてございます。少子高齢化、人口減少、今後厳しい財政状況、こういった状況を踏まえまして、令和7年度からは新たに学校施設の更新等が始まってまいります。こういったことを踏まえて、早期に予算に反映させていただきたいと考えてございますので、現在のスケジュールのとおり進めさ

せていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 今他の委員からの質疑の中で、これに――99廃止する事業に対する関係者に対する説明について、市長決裁が終わった後、順次進めているということだったんですけども、それについて今進捗について、全部に説明をした、それに対して意見が出ていると思うんですけども、その意見ってどのようなものが出て、それに対して市はどのような対応をしているんでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 今全体的な説明が順次というところでございますが、詳細につきましては個々に確認を取ってございませんが、一部情報共有させていただいている範囲では、御理解をいただいている関係者の皆様、団体の方々があるということで状況を確認してございます。

また、今後その説明が進んでいく上では様々御意見ですとか出てくると思いますが、必要に応じてこちらの担当部のほうでも、お求めがあれば丁寧な説明をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ちょっと今の説明では分かりにくいんですけども、今もう順次説明を続けているっていうことでいいんですか。

○企画財政部長（神山 尚君） 各事業の廃止・縮小の理由ですけど、内容につきましては主管課の――主管部のほうが一番、その理由をよく知っておりますので、基本的には各主管部からお願いを、御説明をいただいているところです。例えばうちの企画財政部であれば、ふれあい広場事業というのがございまして、そういうところで事業者さんに御説明をしております、致し方ないということで御理解はいただいているところです。

今後につきましても、その辺の全体の把握をしながら、ここで最終的な議会のほうで御審議もいただいているとこでするので、そういう結果が出ましたら、改めて全体に周知をかけていきたいと思っています。

以上です。

○委員（床鍋義博君） もう予算の特別委員会は来週じゃないですか。そこでまだ今これから、それに審議を諮って、その結果を図っていくってということだと、順番違うような気がするんですよ。私が聞きたいのは、その関係する団体の皆さんが、それは理解できる、一部理解じゃ駄目だって、全部っていうのはなかなか難しいかもしれないけど、おおむね理解を得ているっていうことであれば、それに向かって予算審議、もうこちらも臨めるというものなんですけども、今の御答弁の中では、何となくそんな感じは伝わってきていないんです。片や今進んでいる、説明が進んでいる段階であると。でも企画財政部長は、いや、大体済んでいるみたいな感じにニュアンスで取られてるんですけど、これどっちなんですか、これははっきりしてもらわないと、来週のあれ、ちょっと審議難しいかなと思うんですけど。

○企画財政部長（神山 尚君） すみません、説明のほうは各主管部のほうで中心になってやっております。そういう中で私どものほうに、その団体から直接もないですし、各主管部のほうからもお話もらってませんが、特段反対だとか、撤回してほしいとか、そういう意見はこちら届いておりませんので、その説明は順調にしているものというふうと考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 私のところにも、これに関してかなり幾つか意見が寄せられていますけども、今市長部局が把握しているものと真逆なところですよ、結構反対しているところは結構あります。だから、そのところ

の温度差っていうんですかね、それってやっぱり時間的なものって結構、昨年市長決裁があった後に、今回の予算に計上する間ってやっぱり短いじゃないですか。その短い中で、主管部が説明しているということはもちろんありますけれども、市民に対しては2回ということですよ。この短さっていうのは結構問題で、なぜこの事業廃止するのに対して、このぐらいの期間しか取れなかったのかっていうところについてはいかがですか。

○企画課長（荒井亮二君） その検討の期間というところでございます。

今回の検討に当たりましては、先ほど1つ目の質問で御説明させていただきましたが、業務分析の報告書が出た後、今年度に入りまして全庁を挙げて検討してまいりました。この大変大きな規模の見直し作業ということで、やはり検討については一定の時間が必要であったこと、また深くよくその分析ですとか、今後を見据えた対応となりますので、その時間がやはり必要であったりということ。また、一方で新型コロナウイルス感染症の別な対応を全庁挙げてやってまいりましたので、そういったところが今回特殊要因であったんですけども、やはり少し影響があったということで、その意思決定の時期が今回のような時期になってしまったというところでございます。

また、繰返しになりますが、この予算への反映というところでは、財政状況の厳しさというところでございますので、現在のスケジュールの中で最大限説明尽くさせていただき、進めているというところでございます。以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 廃止する事業に個別のいろいろ理由があると思うんですよ。今回本会議でも一般質問や代表質問とかに対する御答弁の中で、やっぱりこう老朽化とか、そういったのは急務であるっていう。でも、建物建った時点から老朽化の時期が分かっていたわけで、それに対して今決裁が終わったから、すごく急いでいるのは大変だっていうものは分かるけれども、時間的に余裕って、やっぱり考える時間って必要じゃないですか。だからそれに対して、ちょっと今認識とちょっと違うなという感じはしています。

ちょっと質問をもう一つするんですけども、陳情理由の中で3番で、敬老金支給事業や高齢者の日常生活支援事業を縮小するっていうところが出ています。これやまとみどりでは、もう10年ぐらい前から敬老金支給については廃止すべきだというふうに言っていたんですよ。それはもう高齢者、なかなか長生きするのが珍しい時代から、もうそうではなくなった時代に移行するから、もうそれはもう行政がやることじゃないかというのは、ずっと再三言ってきました。それに対して全然やってこなかったにもかかわらず、今回急に決裁で外の、——外の言ったらおかしいけど、業務分析委託して、そこが廃止になって上がったからって、急にやめるって言ったところの経緯について教えてください。今まで10年ぐらやっていて、廃止にならなかったんですよ。それを今ここでやるっていうところの理由が全くつかないから、それを教えてください。

○企画財政部長（神山 尚君） 行政のスクラップ・アンド・ビルドというのは、ずっと前から叫ばれているんですけど、なかなか、ビルドはどんどんやっております、ビルド・アンド・ビルドで。スクラップのほうが、これはなかなか、やはり住民の皆様と非常に近いところにあります市の職員としては、なかなかやりづらくて、ずっと進んでこなかったという中で、右肩上がりの時代であれば、それでも何とかやってこれましたけれど、右肩下がりの人口が減っていく、高齢化という、そういう中でなかなか厳しくなっております。スクラップ・アンド・ビルドを進めていかないと、なかなかこの先厳しくなるということで、行政としてはなかなか難しい部分もありますので、今回業務分析ということでコンサルのお力、お知恵も借りながら進めたと。その中でこちらの業務も含めて、100、90近い事業が入ってきて、そこでそれを俎上に上げて、市の中で検討して進めていったという経緯でございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） おっしゃっていることよく分かりますよ。スクラップ・アンド・ビルド、なかなか難しい。だからこそ我々市議会議員がいて、そこで、これ何でも要求するんじゃないくて、ここは要らないよねっていう予算や決算の委員会で述べていたにもかかわらず、ずっと置いといたじゃないですか。だからそのところは問題だというふうに言ってんですよ。わざわざ業務分析に1,600万円かけているわけじゃないですか。そこで費用をかけてやった結果が、これ1つだけで取り上げているから、そういうふうにも今言い方は見えるかもしれないけど、私が言っているのは、そういうものが無駄な事業があるから見直して、これに書いてないけれども、支給、いろんな啓発事業でボールペンなんか支給しても無駄じゃないかということのうちを言っていますよ。だから、そういうようなことの見直しの中でやればいい話を、何かね、業務分析っていうところで、ほかのところと言われたから、これはもう第三者の公平な立場で言われたからしょうがないんだからっていうようなエクスキューズに聞こえちゃうんですよ。そういうことは市がやっちゃいけないのかなという、それをそれが見え隠れするから、恐らく住民の人たちが丁寧な説明に見えていない。僕はね、ここはね、ちょっとね、確かに議論はあって紛糾すると思いますよ。本当に腹を割って話したりすると、関係者でいややめてくれて、だって皆さんだって、住民だったら、市長、今まで無料とか、いろんなものでサービスされたものを中止するって、それは厳しい選択ですよ。だけれども、そこで市の本当の実情説明をして、こうなんだよ、それをやるおかげで市はこうなりますよっていう説明をきっちりやれば、市民の人たちは納得すると思うんですよ。そこが足りないからこの陳情者は、もう少し丁寧なものをやれって言ってんだというふうには私は酌んでいるんですね。それに対して、やはり市としては、このまま推し進めていると言ったら、ちょっと言い方はおかしいけれども、予定をこう何ですかね、2回の説明っていう回数に——回数が多ければいいってもんじゃないんですけども、じゃ、時間が短ければ、いろんなやり方、例えば市報とかに載っていますよ、載っているけれども、載せ方もあるじゃないですか。例えば一面にずっと、時間がないは、通常だったら、この記事でいえばべた記事って言ったらかわいけど、この告知のところに載せておくけれども、今回は時間がないからもう特別にすぐ知らせるとか、例えば市役所に来るときに、そういうことを99の事業廃止しますとかって、やれば大変ですよ、大変だけそれをやった結果、ちゃんと説明責任がつくってというふうには私は思うんですけども、そういった議論というものは一切市では出てきていないんですか。

○副市長（小島昇公君） 貴重な御意見をありがとうございます。

敬老金につきましても予算の審議をいただく中で、私どもも毎年、廃止はいいんじゃないかという意見を頂いているというのも、よく認識してございます。そして、私どもの究極の目的は、常々お話しさせていただいておりますが、住民福祉の向上というのが絶対の目的だと思って、業務のほうを進めさせていただいております。そういう中で、各事業はそのときそのときの市民の方の御要望だったり、やはり他市でもこういう事業ができていう、議員さんの御指摘等をいただきながら、やっぱりそのときの財政状況に応じて事業を進めてきた。ですから、ある一定のところと比べるとかなりいろんな事業が増えてきている。先ほど企画財政部長が答弁の中で言わせていただきましたスクラップ・アンド・ビルドの話は、私が入職して財政課にいる頃から、スクラップ・アンド・ビルドという言葉では説明をさせていただいておりますが、真に市民の皆様が必要だよという事業をなかなかなくすというのが難しいまま膨らんできているというのも事実でございます。

そんな中で、庁内でも行革本部会議等で見直しをできる事業はないのかっていうことで、ずっとやってきているわけですけども、なかなかその必要だよと言って、賛成をいただいて進めている事業を切るというのは本

当に大変でございます。そういう中で、やはり公共施設を維持管理していくのがどうかというのが、もう喫緊の課題になってくる中で、やっぱりその先ほど来の一般質問の中でも、若い人の意見をちゃんと聞いているのかという御質疑いただきました。私どもやっぱりその行政の継続性、30年後も東大和市として元気でと、生き生きとということを見ると、やはりもうここで思い切って見直しをさせていただかないと、先々の若い人が希望を持って東大和でよかったなと思えるまちづくり、なかなか難しいということで決断をさせていただきまして、説明の時間については、御指摘をいただいている部分はもっともだなど思うところもございますのでね。直接関係のある方は、御意見のあるのは主管課、主管課ということで主管課に下ろすんでなくて、それを吸い上げる中で、御理解を全部いただくのは、御質問者おっしゃったとおり非常に難しいと思いますけども、全体の中で、どうしてもだという説明をフェース・トゥ・フェースで説明をさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時 2分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（森田真一君） 幾つかお伺いしたいと思います。

この陳情理由に、地方自治の本旨から遠く逸脱しておりって言葉があります。まず、この地方自治の本旨ってというのはどういうものなのかってことを、簡単に御説明いただければというふうに思います。

それから、2つ目に住民自治とは、ごめんなさい、これ後でやろう。まずそれだけお伺いします。

○企画課長（荒井亮二君） 地方自治の本旨ということですが、地方自治の本旨とは、一般的には住民自治及び団体自治の2つの原則によりまして構成されるものと考えてございます。

団体自治につきましては、中央政府から独立した地方公共団体、こちらが地域の事務を処理すること。また住民自治とは、地域の事務は、そこに居住する住民の皆様の意思に基づいて決定されるべきことをいうとされてございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今御説明があった住民自治ということですけど、換言すれば、地域の自治に関することは十分議論を尽くして住民が自分たちで決めると、こういう趣旨だということに理解をいたしました。

今回この99事業廃止・縮小の中で示されている財政危機論がありますけれども、1つは少子高齢化によって福祉関係など財政需要は今よりも高まっていく、一方で生産年齢人口が減るから入ってくるものが少なくなるだろうと。そして3つ目に、これから公共施設の更新時期が迫っているので、大変多額のお金がかかることが見込まれていると。言ってみれば、市財政の三重苦みたいのところかと思えます。私、はしょって言うときにはそういう話をしているんですけど、そういう言い方しているんですけども。これが、市から見ると、こういった中で、今回のこの99事業の廃止・縮小の選択というのは避けられない、熟議を待っては間に合わない事態だということに前提にされてきたのかというふうに思います。

先ほども御答弁の中にもありましたけれども、市民からはこれといった御意見も届いていないということなんです。具体的な事実で申しますと、個別の事業のことで窓口意見を持っていったと、文書で持っていった

という方は、私、そういう方がいらっしやったという話は聞いておりますし、文書で回答も頂いたということも聞いております。主管課から特にそういう話なかったってことなんですけど、多分時差の関係だと思えますので、そういうことがあったということだけ認識していただければ結構ですけども。

急いで決めなければならない切迫した事態によって、市民の納得を十分得るだけの時間をかけられなかったという点については、大まか市も認めているところかと思えます。一方で、しかしこれは、国の方向性とも一致した最適解だと、こういう立場に見えるんですが、仮にこれが正しかったとして、市長のリーダーシップや市の内部の意思決定だけでこれが決められてきたんだとすれば、先ほどの住民自治という点から見ると、地方自治の本旨から遠く逸脱していると指摘されても致し方ないのではないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 住民自治とは、住民の意思に基づいて決定ということでございますけれど、この民意の反映につきましては間接民主制が採用されてございます。この間接民主制は、選挙で選ばれた議員の皆様や首長が政策等を意思決定していくと、そういうシステムでございまして、当市においてもこれはしっかりと機能しており、何ら問題はないと考えております。

なお、間接民主制におきましては、直接1人の声を吸い上げる仕組みに限界もございまして、当市においては、できるだけ多くの市民の皆様の声に耳を傾けるということが重要でございまして、独自に説明会や出前講座やパブリックコメント、SNSによる情報提供など様々な取組を行っているところでございます。

以上です。

○委員（森田真一君） 先ほどの公民館のところで私、図書館で社会教育に、特にこの公民館の設置だとかそういった多摩でのいきさつなんかも含めて、詳細に記録された本を手にすることができたんですけども。やはりそこなんか見てみますと、最初は市民運動から要求が出発して、それを行政が取り上げて、住民もそこに入っていったら一緒にいって一緒になってそういう新しい施策をつくると、こういうことが行われてきたっていう、歴史を持っているんだということがこの中から分かりました。実際そうしてきたんだと思います。

だから、例えば図書館なんかでいえば、図書館協議会だとかそういった方々に——機関に住民が直接参加をして、公共図書館はこうあるべきだとかいうような議論もしてきたんだと思うんですけども。これ、この99の事業直接じゃないですけども、市の財源を住民福祉のためにどういうふうに使っていくか。特に、ある程度専門性があるところに特化したところで、それぞれそうやって直接、議会以外のところで意思決定をしていくっていうことも同時に並行して行われたことで、バランスよくこれまで施策が展開されていたものなんだと思っているんです。

最近、どうもそこら辺のところでは非常にね、そういう住民から直接声を聞くっていうところが、やや形骸化しているのではないかという嫌いを感じております。特に、この財源がない、公共施設の整備でいったら、とにかく毎年9億円お金が今足りないんだというようなことが所与の条件として与えられて、あとどうすんのってことだと。例えばそのうち、国からどういってお金が見込みが考えられるのかとかいうこともないまま、とにかく、後でこれだけかかるんだよと。そうすると、今から取りあえず、今までやってたことをやめて、もうどんどんお金ためておこなきゃ間に合わないよねと、理屈としてはこういう話になってるわけですよ。

これでは、ちゃんとした住民自治を行うに当たって、あまりにも雑過ぎるんじゃないか、情報提供なさ過ぎるんじゃないかということが、先ほどの陳情でもそうなんです私、思ってる場所なんです。

で、もう一つそこでお伺いしておきたいのが、この間、市長はスクラップビルドみたいな言い方でもいいと思うんですけども、市長は、あれかこれかっていうことをよくおっしゃってます。限られた財源の中では、新しいことをやろうとしたら1つ何か手放さなきゃいけないよと。2つは持てても3つは持てないから1つは下ろしてねっていう、こういう説明ですよ。それは一般的な概念としては分かるんだけど、じゃあ、現実のこの市財政の中でそれが本当に妥当なのかっていったら、あまりにも情報がなさ過ぎて、判断できないわけですよ。

特に、この99事業についての廃止・縮小について言えば、あれかこれかじゃなくて、もうそれより事態は変わって、あれも駄目、これも駄目と、こういうふうに市政が変化をしているんじゃないか、変質しているんじゃないかというふうに私は捉えているんですが。この点では、あれかこれか論との関係で、一体どういうふうに今財政を考えているのかってことをお伺いしておきたいというふうに思います。

○企画課長（荒井亮二君） 廃止・縮小事業の選ぶ検討の基準ということですか、また考え方、財政状況厳しい中での基準というところでは、今回の99の廃止事業の検討に当たっては、実際には、業務分析の結果を基にしてスタートを切っていますが、やはり市の独自のやはり検討基準というものをしっかりと持って、今年度進めてまいっております。具体的には、費用対効果、重複・類似事業の解消、時代適合性、実施主体の適正化ということで、主にこの4点を中心に、改めてその内容を精査してまいった結果でございます。

今後につきましても、その財源に限りがございますので、そこをどういった分野に重点的に配分していくかということで、理想は全てやるべきものはやっていくのが理想でございますが、その財源の制限がございますので、その優先順位については、今回の廃止・縮小の選定基準、また今回第五次基本計画、新しい総合計画もできて、重要施策というものを明確に定めてございますので、そういったところを総合的に決めて、今後事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 市としては、そうは言いながらも99並べたけれども、当面市民生活に大きな打撃がないように、それなりの選定配慮もしたんだと思うんです。ですから、例えば一般財源で出ていくお金はゼロ円なんだけれども、事業全体を見通して、なるだけ直ちに必要というものでないものは見直しをしていくというふうに考えたんだと思うんですが。

一方で、それで判断できるのかってということもあるかと思うんですね。同僚議員の一般質問の中でも、例えばこれから市内に多くの外国にルーツを持つ方が増えていく、そういった中で、国際化に対応するような市民の教育みたいなことや、そういう当事者への援助といったようなことも出てくるだろうし、それから気候危機などについては、むしろ今から頑張らなきゃいけないというべきものもあるわけですし。そういった観点から、何と言ったらいいんですかね、動的に見るべきものが見られていないというようなところも、そういう嫌いもあるのではないかとこのように思います。

そこら辺が欠けてくるのは、やっぱり直接、そういうことにたけた住民の皆さんからの多くの知恵を集めてきてないっていうところに問題があるのではないかなというふうに思うんですが、この関係ではどうでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 今回の事務事業の見直しでございますけれど、今議員のほうもおっしゃいました、例えば気候危機とか新たな行政課題というのが出てきまして、それも優先度の高いものが出てくるという中で将来を見越して、先ほど企画課長のほうもありましたけれど、一定の費用対効果とか重複、類似、そういった基準に基づいて事務事業の削減を進めることによって、新たな分野に予算を振り向けていこうというこ

とでございます。

その前提としましては、身の丈の運営しかできないわけです。歳入に合わせて歳出を組むと。「入るを量りて出ざるを為す」という昔からの言葉がございますが、それしか私どもにはできないわけで、将来を見越せば、歳入が減っていくという状況が見えております。また歳出が増えていくという状況も見えております。そういう中で身の丈の運営をどうやっていくかということで、今様々なことに取り組んでいると、そういう状況でございます。

以上です。

○委員（森田真一君） 今これからの事業のためについてということも、キーワードの中にあつたんですが。私は先ほど挙げたようなものっていうのは、まさしくこれから必要になってくるものなわけでありますから、ちょっとその点では矛盾を感じております。

こういったことをやっていくとどういうことになるのかっていうこと、先ほど触れましたけども、図書館で見つけた、この三多摩の公民館の成り立ちと衰亡ということで申しますと、やっぱり近隣他市の例を見ると、ちょうど今と似てるんですけど、やっぱり公共施設の統廃合、これによって公民館というのはだんだんなくなって、有名無実化してなくなっていくというようなふうになるんですね。だから、何やかんや言って、いろいろこう切っていったことは結果として、そういう住民福祉から後退していくっていうことは、やっぱり起こり得るんだと思うんですね。これがどうも三多摩の、特に、こういった社会教育などの分野での一つの傾向だというふうに見受けられます。

以上です。

○委員（中間建二君） 何点か伺います。

今回99事業の廃止・縮小という陳情が出されているわけですが、この前段で、東大和市業務分析等支援業務業務報告書、これに基づいて事務事業の廃止・縮小ということが今進められているわけですが。そもそものこの業務報告書を民間に委託をして作成をした、業務分析を行った、その目的や背景を確認をさせていただきたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 業務分析を行いました目的、背景でございます。

こちらについては、繰り返しになりますが、今後市の行財政運営は大変厳しいことが予想される中で、引き続き将来にわたりまして安定的な行政サービス、こちらの提供が大きな課題となっております。こういった将来に向けた取組をする上で非常に今業務が増えつつ、また大きな行政課題が多々ございます中で、これらを解決していくためには、やはり、これまでも市単独で行政改革ですとか取組を進めてまいりましたが、このタイミングで客観的な視点から、外部の視点から、やはり全部の業務を見直しまして、それを踏まえて、改めてその行財政運営の最適化・効率化効果を出していくところに視点を置いて、この業務分析を令和2年度に実施したところでございます。

こちらの報告書の結果を踏まえて、今後市としての取組については独自の視点で取り組んでございますが、その1つの参考ということで生かさせていただいてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 私、今回の業務分析を民間にお願いしたような取組は、もう絶対的に必要な取組だと思うんです。東大和市、これまでも行政改革、継続してやっておりましたが、やはりそれをさらに加速、スピードアップさせ、さらに成果を出していくための業務分析だというふうに見受け止めております。

市議会でも様々な指摘があったものを、先ほど副市長、受け止めながらということでお話もありましたが、この業務分析の中でも、この事務事業の廃止だけじゃなくて、もう既に決定をしております庁内の組織体制の変更だとか、事務事業の遂行方法、プロセスの省力化、また民間委託、それからICT化の推進、様々取り組んでおります。また取り組んでいかなければいけないし、また時間外勤務時間の削減も進めていくということで、これも市議会から提案をされている、やっていくべきだということで指摘をされている議員もおられますので、これは当然のことながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

その上で、私は今回の、そうはいつでも、この報告書どおり194事業がそのまま廃止・縮小になれば、すごく影響が大きいかと思ったんですが、庁内で詳細に検討していただいた結果として、99事業まで絞られた案になったというふうに受け止めております。そこが、できる限り市民生活に影響がないような形で、どうやって事務事業を縮小していくかという視点で当然取り組んでいただいたかと思うんですが、この点について再度確認させていただきたいと思います。

○副市長（小島昇公君） ただいま御質疑をいただきました内容でございますが、本当に先ほども他の議員さんにお答えをさせていただいておりますが、今住民福祉の向上のために、市として真に必要なだと思って全ての事業に取り組ませていただいております。そういうものを1つでも2つでも削ったりなくしたりするっていうのは、直接その事業の恩恵を浴している市民の方々にとっては、非常に不利益になるというのは事実でございますので、市としては、本当に市長も究極の決断をしてというところでございます。

たくさんある事業の中で先ほどの194事業をという当初の提案の中で、やはりこの事業主管課が一番その事業の内容も熟知しておりますので、本当に費用対効果の関係で切っていいものなのかということも再三議論をする中で、99というのは非常に大きい事業でございますが、苦渋の選択ということで、今回御提案をさせていただいているという内容でございます。

さらに、やはりこの事業は少し削らせていただくけども、効果としてはさらにアップができる。またなかなか新たな事業を展開するのは難しいですけども、特に、日本一子育てしやすいまち、高齢者が生き生きとという大きな目標に寄与するような事業についてはさらに力を入れて、やっぱり将来東大和が本当に元気なまちで、住んでよかったなというようなまちづくりに寄与できるための、究極の選択だということでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 廃止・縮小される99事業に絞り込んだ中で、これまで議会でも御説明いただいた資料等を拝見しますと、やはりできる限り市民に負担がかからない、また代替可能なもの、重複していると思われるようなもの、また一定の理解が得られるもの、精査をされたものだというふうに受け止めております。

で、その上で、このもう一つ最後に認識を伺いたいのは、やはり、99事業の廃止・縮小ということがまたこれも独り歩きをして、クローズアップされているように受け止めておりますが。そもそものこの業務分析は、やはり行政運営の効率化を図ることで市民サービスの向上を図りながら、持続可能な行財政運営を行っていくという大きな目標に向かって取り組み、確かに廃止・縮小ということもありますが、一方で、様々な行政運営の効率化ですとか、また市長が掲げております令和4年度デジタル化元年ということで、大きなデジタル化による施策の充実、市民サービスの向上もこれから図っていかれるかと思っておりますので、その新たな取組についても、やはり市民の皆様にもやはり知っていただくことが市としては重要じゃないかと思うんですが、この点についての認識を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） やはり廃止・縮小というのが市民の皆様が一番直接影響が大きいということで、どう

してもこちらをクローズアップされるということ、こちらもそちらに対する説明が中心になってしまうというところは、今御指摘いただいたとおりでございます。

東大和は何が苦手っていうと、自分のところで一生懸命やっているというののPRが下手だっていうのは前から御指摘いただいて、私どもよく思っておりますので、こういうところをさらに進めていくんだよと、市民の皆さんにとって有利だよっていうのも、併せてお知らせをしていくような努力もしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員（森田真一君） あと1つだけ聞かせてください。

今の質疑の中で、194の業務分析の中で、今回99事業は廃止・縮小するという事に決まったわけですが、残りの95事業については、これは見直す必要がないと判断をした事業なのか。それとも今回99でとどめといて、またしかるべきときに改めて、近いうちに見直しをされるものとなるのか。その残りの部分が、判断があったのか、なかったのかってことだけ教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 事務事業の廃止の対象の残りの部分につきましてでございます。

今年度の検討の中では、ここのタイミングで廃止・縮小することを決めたもの、また一方で継続的に検討が必要なものについて必要な事業と、またここでは一旦廃止・縮小する必要はないのではないかと。そういった分けをさせていただいて、まとめてございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） じゃあ、この第2弾があるという理解でよろしいですね。はい、分かりました。

○委員長（和地仁美君） 質問じゃないんですか。質問ですか。答弁いいですか。（森田委員「はい」と呼ぶ）ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、令和4年度を中心に行われる99事業の縮小・廃止について、拙速な実施を撤回し市民に丁寧に説明し、市民の納得を得るようにすることを求めるものです。陳情でも述べているように、市民生活に深く関わる重大な変更であるにもかかわらず、市民には、12月にたった2回の説明会を行い、僅か20人ほどの参加者に説明しただけで市民への説明は済んだと、今年に入り早々に実施が決定しました。とりわけ4月から段階的に廃園が進められる狭山保育園の関係者からは、事実上決まっていると言わんばかりの説明の在り方に批判も集まり、複数の陳情が出されました。

本陳情は、縮小・廃止の是非とともに、意思決定に当たり検討状況を市民に逐次明らかに示しながら、方針を決定する前から市民に内容を明らかにしつつ、広く市民の意見を聞く機会を設け、市民の意見表明の機会が設けられていないことが市長の公約にも反していると言います。

我が党は、99事業の縮小・廃止について実施自体を行うべきではないと考えていますが、陳情の趣旨は当然と言えるものです。これまでも、公民館等の公共施設の有料化の決定の際にも同じ点を指摘されています。このような市民不在の意思決定過程が繰り返されるのは、まさしく住民福祉の向上、市民自治の本旨を軽視した決定であり、真剣な反省を求めるものです。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時34分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から、令和3年12月から令和4年2月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

この資料について、質疑等ございましたら御発言をお願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 配付いたしました資料につきまして、1点補足させていただきます。

1ページにあります災害対応についてでございますが、1の火災対応についてと、2の大雨等の対応について、これまでこの2点について報告させていただきました。今回これに加えまして、3の新型コロナウイルス感染症の拡大による火災・救急への影響について、加えさせていただいております。

理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、医療機関の選定や搬送に時間を要する救急搬送困難事案が増えているという報道がありますことから、これが火災活動等に影響しているのか、北多摩西部消防署に確認していた内容を記述したものでございます。ここにありますとおり、救急需要の増加に対応するため、非常編成した救急車を運用し対応中ということで、消火活動等に影響が出ないよう救急隊の編

成を行っているため、市内の火災対応力に及ぼす影響は少ないという報告を受けてのものでございます。

補足は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員（森田真一君） すみません。ちょっとそのところで1つだけ教えてください。

管内のこの体制、非常編成で対応しているってことについて、救急車の台数を増やしたとか、そういう意味合いなんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 非常編成体制でございますが、予備の救急車を1台増加して対応しているということをお聞しております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（佐竹康彦君） 火災の誤報が3件ございますけど、この理由について教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 火災の誤報の理由でございます。

1点目が（1）の誤報になりますが、こちらは介護施設による誤報でございます。入居者が誤って自動火災報知機のボタンスイッチを押したものによると聞いてございます。それから（4）の事案につきましては、2階の集合住宅の誤報でございます。調理中の煙を通報したものだということでございます。（5）の事案につきましては、これはイトーヨーカドーの東大和支店で、通報者の誤認によるものというふう聞いています。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（中間建二君） 御説明ありがとうございます。

2ページ目の刑法犯罪種別・地域別犯罪発生状況でありますけれども、令和2年から令和3年にかけては大きく減少しているという、発生件数は減少しているということですが。これまでの傾向が続いているという理解なのか、それともこのコロナ禍ももう3年目に入りますけれども、このコロナの影響も考えられるのか。このあたりはどういうふうに分をされておりますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 犯罪認知件数の傾向でございますけれども、全国的にも平成15年から減少傾向がずっと続いておまして、現在全国でいいますと令和3年の速報値で56万8,000件程度となっております。ピーク時が平成10年度の285万件でしたので、もうピーク時の2割近く減少しているというところで、東大和市におきましても同じような傾向で減少しているというふうにと考えるとございませう。

なお、東大和警察署に確認したところ、やはりこの1年間の犯罪の認知件数が減っているのは、コロナの影響もあるというふうにおっしゃってございました。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そういう中で、市のほうでは、特に防犯対策については青パトでのパトロールを強化していただいているかと思いますが、この直近の中で特に注意をして取り組んでいる内容があれば伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 青パトの運行につきましては現時点でそれほど、何ていいますか、子供の見守りの関係で様々な情報がそれほど多くない状況ですので、現状維持を考えながら進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） すみません、1点だけ。

防犯カメラが各地で、あるところもあれば、実際ちょっと予定があつて外れちゃったところとか、それから新規で新堀のほうもついたりとか、活動されている経緯でつuitたとあるんですが。抑止力の効果はもちろんあると思うんですけど、実際数字がそれで増えた、減ったっていうところの把握までは、なかなかつかめてないと思うんですけど。もし何かそういうので分かるようなことがあれば教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯カメラの効果ということにつきましては、いろいろな学術書でそういったものにつきまして抑止効果があるという、そういう評価はされておりますけれども、具体的な数値として現れているということは認識ございません。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 1点だけ補足させていただきますと、犯罪の一定の抑止力があるということと、万が一犯罪被害などが発生した場合には、そちらが証拠となつて検挙などにつながつたという事例も伺っております。そういうことでは、防犯カメラについては一定の効果ありと考えております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、以上で本件の報告を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、行政のデジタル化について、本件を議題に供します。

本日は、担当部署より第五次情報化推進計画についての説明及び行政デジタル化の取組についてをテーマとして、2月8日に開催されたタウンミーティングの結果について御報告をいただき、その後に質疑を行いたいと思います。

それでは、第五次情報化推進計画について説明及びタウンミーティングの結果の報告を求めます。

○総務部長（阿部晴彦君） 第五次情報化推進計画についての説明及びタウンミーティングの結果の御報告に当たりまして、資料を配付させていただきたく存じます。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） ただいま総務部長より申出のありました資料の配付については、委員長においてこれを許可いたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改めて説明を求めます。

○情報管理課長（菊地 浩君） それでは、第五次東大和市情報化推進計画についての説明及びタウンミーティングの結果の報告をさせていただきますが、第五次東大和市情報化推進計画につきましては、今月中に市議会議員の皆様へ冊子及びデータの送付を予定しております。したがって、今回は概要の資料をお配りし、説明したいと存じます。御了解のほどよろしくお願いたします。

早速、第五次東大和市情報化推進計画を第四次情報化推進計画と比較しながら説明いたします。

恐縮に存じますが、ポイントを絞って説明させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1-1を御覧ください。

第四次東大和市情報化推進計画及び第五次東大和市情報化推進計画の基本施策についてでございます。

第四次東大和市情報化推進計画の基本施策は3つございました。1つは、ICTの活用により利便性を実感できる行政サービスの実現、2つ目としまして、効率的・効果的な行政の推進、3つ目としまして、安心・安全な暮らしを実感できるまちづくりに向けたICTの活用、以上の3つでございました。

次に、第五次東大和市情報化推進計画の基本施策について説明いたします。

資料1-2及び1-3を御覧ください。

第五次東大和市情報化推進計画の基本施策は、施策を体系化し、大きな基本施策を情報化の目標とし、中分類を基本方針、小分類を情報化施策といたしました。大きな基本施策は次の3つといたしました。1つ目としまして、ICTの活用により利便性を実感できる行政サービスの実現、2つ目としまして、安心・安全な暮らしを実感できるまちづくりに向けたICTの活用、3つ目としまして、効果的・効率的な行政の推進でございます。

基本施策を体系化した主な理由でございますが、これら3つの柱の基本施策の達成に向けて、個別施策の情報化施策を効果的に組み合わせて実施していくものといたしました。具体的には、情報化施策の(1)から(9)を取り組むことで、利便性の高い行政サービスや安心・安全なまちづくりを実感し、すべての市民がICTの利便性を享受できる環境を整えたいといたしました。さらに、(10)から(26)の情報化施策によって、行政運営の効率化に取り組みます。そして、効率化によって捻出される人的・財政的リソースを市民サービスの高度化に充てて、市民生活のさらなる利便性向上を目指したいとするものであります。

次に、施策の背景を説明いたします。資料1-4を御覧ください。

まず、第四次東大和市情報化推進計画においての特徴は、計画の位置づけによるものであります。第四次東大和市情報化推進計画においては、官民データ活用推進基本法におきまして、市町村が市町村官民データ活用推進計画の策定に努めることとされておりましたことから、この計画を併せ持つ計画といたしました。

次に、第五次東大和市情報化推進計画におきまして、計画の位置づけについてであります。令和2年12月に、国が策定しました自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の内容を踏まえたものとして、本計画を位置づけたものであります。この自治体デジタル・トランスフォーメーションでは、目指すべきデジタル社会の実現に向けまして6の項目を挙げています。

1つ目は、自治体の情報システムの標準化・共通化、2つ目としまして、マイナンバーカードの普及促進、3つ目としまして、行政手続のオンライン化、4つ目としまして、AI・RPAの利用促進、5つ目としまして、テレワークの推進、6つ目としまして、セキュリティ対策の徹底の6項目が、重点取組項目として掲げられています。そこで本計画は、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画が示します重点取組項目を、本市においても具体化するものといたしました。

このように、第四次東大和市情報化推進計画、第五次東大和市情報化推進計画のいずれにおきましても、国が主に継続して進めていますインフラ整備とICT利活用推進の体制整備の流れがあり、これに沿う取組を当市においても進めてきたものであります。

次に、第四次東大和市情報化推進計画と第五次東大和市情報化推進計画の変更点を説明いたします。

資料1-5を御覧ください。

まず、取組項目でございます。これまで第四次は17項目でありましたが、26項目になります。先ほどの資料の1-2、1-3の一番右側、③情報化施策を参照していただきたいと存じます。

次に、施策の目標達成に向けての施策体系を示しました。同じく先ほどの資料の1-2、1-3を参照していただきたいと存じます。

次に、計画期間でございます。第四次は3年間でありましたが、第五次情報化推進計画は5年間といたしました。これは、第五次基本計画の始まる令和4年度に合わせて、第四次情報化推進計画は3年としましたが、今回から新たに5年の計画といたしました。これは市の行政計画は5年が一般的であり、また情報化施策は、取組項目によっては複数年をかけて結果を導き出すものもありますことから、改めて5年間が適当と考えたものでございます。

次に、④としまして、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に対応する個別項目を位置づけました。五つ目としまして、重点取組事項を重点的に取り組む情報化施策として位置づける個別計画を示しました。この④、⑤につきましては、今回の資料では、詳細な個別計画を明示していただいていたため、紹介だけとさせていただきたいと存じます。

第五次東大和市情報化推進計画の説明は以上になります。

続きまして、第22回市長と語ろう会（タウンミーティング）についてを説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

令和4年2月8日に市長と語ろう会（タウンミーティング）が開催されました。形式は、今回初めての取組となりましたが、WEB会議形式の開催といたしました。テーマは「行政デジタル化の取組について」でありました。

以下、市民の皆様からいただいた御意見、御質問の主なものを報告させていただきます。

1番目としまして、デジタル化に関する施策の運営費について、二つ目につきまして、第四次東大和市情報化推進計画の評価と第五次東大和市情報化推進計画の内容について、3番目としまして、電子申請の対象項目の増加について、4番目につきまして、個人情報保護について、5番目としまして、学校におけるICT専門の職員の配置について、6番目としまして、子供の医療費助成制度について、7番目としまして、デジタル化の良い面・悪い面について、8番目としまして、清原市民センターで受けられるサービスについて、9番目としまして、環境市民の集いのオンライン開催について。

以上、市民の皆様からいただいた御意見、御質問の主なものを紹介させていただきました。

これらに対する市長からの回答につきましては、お手元に配付させていただきました資料2を御覧いただき、ここでの報告は割愛させていただきたいと存じます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

○委員（佐竹康彦君） 御説明ありがとうございます。

第四次東大和市情報化推進計画と第五次東大和市情報化推進計画の御説明の中で、策定の背景、特徴点の中で、第四次につきましては、市町村官民データ活用推進計画としての位置づけを併せ持つ計画ということと、第五次につきましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の内容を踏まえたということで、この法律の違いと、それがこの自治体の情報化の行政、業務に与えた影響についてどのように認識しておられるのか、伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 第四次東大和市情報化推進計画におきましての市町村官民データ活用推進計画につきましても、それから第五次の自治体デジタル・フォーメーション（DX）推進計画におきましても、どちらも国から推奨されている計画に基づいて、その流れに沿って進めてきたものでございます。

実際には、これを基に市の個別計画を関連づけて個別計画を作成してまいりましたので、実際には効果はこれから現れるものと考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） そうしますと、国の方針につきましてもその中身はそれほど変わっていないし、市の情報化推進に与える影響というか、個別計画との関連も特に大きな変化はないと。従前どおり第四次計画のときから国の方針としては同様な政策というか、方向性が示され続けているということなのか。

このデジタル・トランスフォーメーションになると大分がらっと変わって、より個別具体的な政策方針が国からも出ているし、市としてもそれに取り組もうとさせているんじゃないかというふうに、今資料を拝見しながら思ったんですけども。この点についての御認識を伺えればと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 第四次の計画に際しましては、今お話ありましたように市町村官民データ活用推進計画という位置づけを持たせました。こちらの根拠となりますのは、法律で官民データ活用推進基本法というのがございまして、それによって、名称のとおり、官民が有するデータを活用して、オープンデータなどで地域などへの様々なサービスの活用を図っていくという趣旨でございます。

これは、背景としましては、少子高齢化などの様々な課題に対応するためには、国や地方公共団体などが有するデータを活用して新しいビジネスが生まれることや、あるいはデータに基づいて行政あるいは教育などの効率化などを図ることができるということを意図して、施行されたものでございます。

今回の第五次の基本計画におきましては非常に様相も変わってきてまいりまして、今委員のお話でしたが、国が令和2年の12月に策定しました自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進計画、その内容を踏まえております。したがって、単に官民のデータ活用というよりも、より住民福祉の向上、また行政の事務事業の効率化などに資するという観点から、様々なことが定められています。

そういう面では、四次と五次では大分背景となるものも変わってきていると認識しております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

本日資料を配付いただきましたけれども、先ほどの説明で、第五次東大和市情報化推進計画の本体と云えばいいんですかね。それも月内に配付されるということですし、今配られた資料の中も、皆さんまだ目を斜めに通しているだけだと思いますので本日はこの程度にしまして、再度次回にその内容を踏まえて、また調査研究していきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで、説明員退室のため暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時58分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

そうしましたら、本日は自由討議なども省略いたしまして、この程度にしたいと思います。

お諮りいたします。

所管事務調査、行政のデジタル化について、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（和地仁美君） これをもって、令和4年第1回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時59分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美